

令和4年神審第8号

裁 決

貨物船A漁船B漁具衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年3月31日07時47分

和歌山県日ノ御埼南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船第A

漁船B

総 ト ン 数	4 9 9 ト ン	1 3 . 4 2 ト ン
全 長	7 6 . 0 2 メ ー ト ル	
登 録 長		1 4 . 9 4 メ ー ト ル
機 関 の 種 類	デ ィ ー ゼ ル 機 関	デ ィ ー ゼ ル 機 関
出 力	7 3 5 キ ロ ワ ッ ト	7 3 キ ロ ワ ッ ト

3 事実の経過

Aは、平成18年に進水した船尾船橋型鋼製貨物船で、操舵室には、前部中央に操舵スタンド、その左舷側にGPSプロッター、レーダー2台、右舷側に機関遠隔操作盤をそれぞれ備え、a受審人ほか4人が乗り組み、空倉のまま、船首1.6メートル船尾3.2メートルの喫水をもって、令和3年3月30日17時45分三重県津港を発し、紀伊水道を経由する予定で岡山県水島港に向かった。

a受審人は、翌31日07時40分紀伊日ノ御埼灯台（以下「日ノ御埼灯台」という。）から155.5度（真方位、以下同じ。）3.82海里の地点で、次席一等航海士から引き継いで、単独の船橋当直に就き、3海里レンジでオフセンターのコースアップとしたレーダー及び3海里の範囲を表示したGPSプロッターをそれぞれ作動させ、針路を317度に定めて自動操舵とし、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、定針したとき、左舷船首7度1.25海里のところに、船尾からえい網索を延出して操業中のBを初めて認めたのち、同船をレーダーで一見したところ、Bの右舷側を無難に追い越せるものと考え、操舵室左舷後部の海図台に移動して運航管理の事務作業を始めた。

a受審人は、07時43分日ノ御埼灯台から159度3.25里の地点に達したとき、Bが左舷船首7度1,310メートルのところとなり、同船がトロールにより漁ろうに従事していることを示す鼓形形

象物を表示し、船尾からえい網索を延出して低速力で移動している様子から、漁ろうに従事していることが分かり、その後Bに衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、運航管理の事務作業に気をとられ、同船の方位変化を確かめるなど、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bの進路を避けることなく続航し、07時47分日ノ御埼灯台から165.5度2.51海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その右舷船首部がBの船尾から至近のえい網索に後方から38度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、視界は良好であった。

a受審人は、衝突に気付かないまま航行を続け、のちに海上保安庁からの連絡により衝突の事実を知った。

また、Bは、操舵室を船体ほぼ中央に配し、同室後方にネットローラーを装備した小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、同日03時00分和歌山県箕島漁港を発し、日ノ御埼北方沖合の漁場に向かった。

ところで、Bの行う底びき網漁は、網口開口板を使用するトロール漁で、網口開口板に直径32ミリメートル長さ約38メートルの合成繊維索、長さ30メートルの袖網、15メートルの身網及び24メートルの袋網を連結して投網し、網口開口板に繫いだ直径12ミリメートルの鋼製のえい網索を延出し、約2ノットでえい網するもので、1回の操業が約1時間20分であった。

b受審人は、04時00分前示漁場に到着して、南方に向けて2回の操業を行ったのち、周囲を一見したところ、船舶を認めなかったこ

とから、航行の支障となる他船はいないものと考え、漁ろうに従事していることを示す鼓形形象物を表示して北方に向けて3回目の操業を始め、07時20分日ノ御埼灯台から168度3.40海里の地点で、針路を355度に定めて手動操舵とし、2.0ノットの速力でえい網しながら進行した。

b受審人は、操舵室で前方を向いて操船に当たり、07時43分日ノ御埼灯台から166度2.65海里の地点に達したとき、右舷正横後45度1,310メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して警告信号を行うことも、間近に接近しても、衝突を避けるための協力動作をとることもなく、えい網を続け、Bは、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、Bは、両舷のえい網索が切断して漁網が海没したほか、両舷船尾のガイドローラーに欠損、船尾外板に擦過傷等を生じた。

(航法の適用)

本件は、日ノ御埼南方沖合において、航行中のAと漁ろうに従事しているBの漁具とが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である港則法及び海上交通安全法が適用されない海域であることから、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用される。

本件当時、Aは、航行中の動力船で、Bは、トロールにより漁ろうに従事していることを示す鼓形形象物を表示し、船尾からえい網索を延出して低速力で移動していて、同船が漁ろうに従事していることが分かる

状況であったと認められることから、予防法第18条を適用して、航行中の動力船と漁ろうに従事する船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件漁具衝突は、日ノ御埼南方沖合において、航行中のAが、動静監視不十分で、漁ろうに従事しているBの進路を避けなかったことよって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、日ノ御埼南方沖合において、水島港に向けて航行中、左舷船首方にトロールにより漁ろうに従事しているBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船の方位変化を確かめるなど、Bに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、運航管理の事務作業に気をとられ、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船に衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、Bの進路を避けることなく進行して、同船が引く漁具と衝突する事態を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの漁具を損傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

b 受審人は、日ノ御埼南方沖合において、トロールにより漁ろうに従事する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、進康丸が衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かず、警告信号

を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなくえい網を
続けて自船が引く漁具に同船が衝突する事態を招き、A、B両船にそれ
ぞれ損傷を生じさせ、Bの漁具を損傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、
同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月28日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 下 條 正 昭

審判官 前 田 昭 広

審判官 池 田 博 美